

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年2月26日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後3時8分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 毛利 元 調査係主事 井上 裕介		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富山 茂          総務課公文書管理室長 有元 薫治 課長補佐兼行政係長 蔵増 彩          次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学          次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 藤田 浩一          総務部次長兼検査契約課長 下田 俊介 検査契約課課長補佐 河上 昌輝          財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範          資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一朗</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克          収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 馬場 睦雄          固定資産税課課長補佐 山本 泰史 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美          男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 山根 径          中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 横尾 賢二          危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p> <p><b>【監査委員事務局】</b></p> <p>事務局長 大田 斉之 事務局次長 安本 里美          局長補佐 富田 久人</p>		

	<p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 鈴木 敏 事務局 次長 小嶋 宏</p> <p>【出納室】</p> <p>会計 管理者 高橋 徹 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 森山 武 事務局 次長 富田 恵子</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆様、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、まず、総務部、先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、先議以外の議案説明、報告、令和3年度当初予算の説明、その後、各種委員会という流れとしております。企画推進部、市民生活部の所管分につきましては、3月1日としております。

なお、令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジユメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので御承知ください。

なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。本日は、新しい総務企画委員会のメンバーでの委員会となりますので、出席いただいている執行部の方々にも自己紹介をお願いし、その後、引き続き、議案説明に入っていたきたいと思います。

それでは、議事に入ります。浅井総務部長をはじめ、執行部の方々にも御挨拶をお願いいたします。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井総務部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長の浅井でございます。総務企画委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、説明員が全員そろっておりますので、最初に委員長からの御案内のとおり、自己紹介をさせていただきます。

総務部長の浅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○乾 秀樹危機管理部長 はい。危機管理部長の乾秀樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 おはようございます。人権政策局長の武田でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 失礼します。税務・債権管理局次長兼収納推進課長の吉田彰克と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 失礼します。税務・債権管理局長の坂本です。市民税課長を兼任しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。おはようございます。  
( ) おはようございます。
- 富山 茂総務部次長兼総務課長 総務部次長兼総務課長と市史編さん室長も兼務しております富山です。よろしくお願いいたします。
- 河口正博総務部次長兼行財政改革課長 おはようございます。総務部次長、行財政改革課長を兼務しております河口といいます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 塩谷範夫総務部次長兼職員課長 失礼します。総務部次長兼職員課長を拝命しております塩谷といいます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 有元薫治総務課公文書管理室長 失礼します。総務課公文書管理室長の有本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 戸田昭弘資産活用推進課長 失礼します。資産活用推進課課長の戸田です。よろしくお願いいたします。
- 一村泰志財産経営課長 失礼します。財産経営課長の一村と申します。よろしくお願いいたします。
- 下田俊介総務部次長兼検査契約課長 失礼します。総務部次長兼検査契約課長の下田と申します。よろしくお願いいたします。
- 横尾賢二危機管理課長 危機管理課長の横尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 馬場睦雄固定資産税課長 固定資産税課長をしております馬場といいます。よろしくお願いいたします。
- 池上朱美男女共同参画課長 男女共同参画課長の池上です。よろしくお願いいたします。
- 川口寿弘中央人権福祉センター所長 失礼します。中央人権福祉センター所長の川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 安本哲哉男女共同参画センター所長 失礼します。男女共同参画センター所長の安本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 谷本泰志市民税課課長補佐 市民税課課長補佐の谷本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河上昌輝検査契約課課長補佐 検査契約課課長補佐の河上昌輝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岸本 誠危機管理課参事 はい。危機管理課参事の岸本です。よろしくお願いいたします。
- 太田瑞穂危機管理課課長補佐 失礼します。危機管理課課長補佐の太田と申します。よろしくお願いいたします。

- 藤田浩一職員課課長補佐 失礼いたします。職員課の課長補佐を拝命しております岸田と申します。よろしくお願いいたします。
- 宮崎 学行財政改革課課長補佐 行財政改革課課長補佐の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 蔵増 彩総務課課長補佐 失礼いたします。総務課課長補佐の蔵増と申します。よろしくお願いいたします。
- 福井一朗資産活用推進課課長補佐 失礼します。資産活用推進課課長補佐、福井です。よろしくお願いいたします。
- 太田奈津美人権推進課課長補佐 人権推進課課長補佐の太田と申します。よろしくお願いいたします。
- 山根 径男女共同参画課課長補佐 男女共同参画課課長補佐兼男女共同参画センター副所長の山根と申します。よろしくお願いいたします。
- 山本泰史固定資産税課課長補佐 失礼します。固定資産税課課長補佐の山本と申します。よろしくお願いいたします。
- 池原章博収納推進課課長補佐 収納推進課課長補佐、池原と申します。よろしくお願いいたします。
- 浅井俊彦総務部長 以上の説明員で、対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭に2点ばかり、ちょっと御報告をさせていただきます。まず、昨日夜でありますけれども、本鳥取市保健所管内においての78、79例目の新型コロナウイルスの感染症陽性者が判明いたしました。78例目の方でありますけれども、鳥取市立病院の看護師さんでございます。この方、濃厚接触者4名いらっしゃいますけれども、昨日のうちに、うち3名の方が検査を終わらしまして、1名の方の陽性が判明しております。この方が79例目ということになります。残り1名の方につきまして、濃厚接触者の方につきましては、本日検査をする予定ということでございます。79例目の方でありますけれども、米里小学校の児童ということでございます。こちらの濃厚接触者、今のところ2名ということで、この2名につきましては、本日検査をするという予定となっております。

先ほど、新型コロナウイルスの鳥取市の本部会議を開催をいたしまして、マスコミ等にも、今対応を担当部局のほうでしていただいておりますけれども、まず、市立病院の看護師さんでありますけれども、この方、病棟内での看護師、職員の方と、それから入院しておられます患者の方、病棟内の接触ということで、病棟外での接触は確認されていないということでございます。したがって、この病棟に関わる方、接触された方が約100名ほどいらっしゃるということです。随時PCR検査をしていただくということとしております。したがって、この病棟につきましては、当面入院患者は受け入れないという病院のほうが対応をされます。外来につきましては、通常どおり開設していただいておりますので、病棟以外の病院のほうの診療は、そのまま続けられるというような状況であります。

それから、米里小学校のほうでございますけれども、昨日の夜に、夜遅く判明いたしましたけれども、一応、昨日のうちに本日の臨時休校ということは保護者の皆さんには連絡しております。そして、本日から3月4日までは、1週間臨時休業ということとなりますが、状況によりましては、その期間が短縮される場合もあるということでもあります。児童が169名、職員が20名ということでございますので、基本的に、全員の方のPCR検査ということで、保健所・教育委員会のほうで、そういった格好で検査を進めていく予定となっております。また、詳細につきましては、対応等が落ち着いたところで、また、詳しく全員協議会等で御報告させていただくことになろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の総務部・危機管理部関係で申し上げますと、議案が補正予算、それから議案が5本、6本でございますか、それから、その後、報告を5件ほどさせていただくこととしております。2月の補正予算の全体の概要で申し上げますと、補正額が76億6,701万1,000円減額となっております。増額ということで、国の3次補正に呼応したコロナウイルス感染症の対策53事業、19億4,020万6,000円の増額、また、ふるさと納税が好調でございます、この基金の積立金が増額となっておりますが、4億3,271万9,000円の増ということでございますけれども、全員協議会でもちょっとお話いたしました、制度融資資金、下期分については、金融機関のほうで預託が不要ということとなりました関係で、80億7,822万9,000円の減額といったようなことで、全体の補正額、一般会計でございますけれども、76億6,701万1,000円の減額といったこととなっております。

その他につきましては、担当課長等から御説明申し上げますので、本日はどうぞ審議のほうよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）でございます。本所管に係る部分について御説明を申し上げます。資料の右肩1でございますが、これは、既にお配りをさせていただいております。こちらの総務企画委員会説明資料でございますが、こちらの主なものを御説明させていただきたいというふうに思っております。それから、先ほど部長の説明にありましたように、2月補正予算につきましては、3次補正、これを含んでおりますので、これも全協、予算特別委員会の際の概要説明でお話をさせていただきました資料4ですね、こちらの事業別概要も御覧いただきたいというふうに思っております。それから、議運

のときにお配りをさせていただいております所属別事業一覧、これが、一応予算のを全て計上しておりますので、これも御参考にしていただきたいというふうに思っております。それから、最後でございますけども、一般会計・特別会計補正予算書、こちらの予算書ということになりますので、これを組み合わせて、御説明をさせていただきたいというふうに思います。すみません、それから資料の右肩1の1というのが、このたびの補正予算で繰越明許費、こちらを上げるものでございますので、こちらにつきましては、資料1の説明のときに、併せまして御説明を申し上げたいというふうに思っております。

それでは、資料1をおはぐりいただきまして、1ページから随時、御説明をさせていただきたいというふうに思います。1ページ、市税の関係につきましては、全て決算見込みということでございますので、コロナの関係等で減額が主なものということになっております。

それから、2ページはぐっていただきまして、2ページも、併せまして市税関係ということでございますので、こちらもコロナの関係で減額が多くなっているというところでございます。

続きまして、3ページでございますけども、3ページからは、地方譲与税等になります。こちらにつきましては、県のほうから、それぞれの譲与税頂くことになっておりまして、それぞれ決算見込みができましたので、それに呼応しまして計上しておるというものでございます。

すみません。項の2、3ページ目の2段目の項2航空機燃料譲与税でございますけども、こちら大きく下がっておりますが、やはり、鳥取空港の飛行機、非常に1便に今なっておる状況でございますので、これ燃料費に、2万6,000円ですけれども、これを計上するというところで、税がかけられております。これの交付金が大幅に減っているというところでございます。

それから、大変申し訳ございませんが、右側のほうの内容のところでございますので、こちらの自動車重量譲与税、上の段のものが、少しコピーになってしまっておりまして、大変申し訳ございませんが、こちら航空機燃料譲与税ということで、訂正のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以下、地方揮発油譲与税、いわゆるガソリン税のものでございます。それから、森林環境譲与税、こちら昨年度から始まっているものでございます。こういったもの決算によるものでございます。

それから、その下でございます。款利子割交付金でございます。こちらの利子割交付金につきましては、県のほうに問合せをしたところ、かなり利子のほうにつきましては増額になっているというところでございまして、こちらの交付金については増額ということで、計上させていただいております。

はぐっていただきまして、4ページでございます。4ページにつきましても、それぞれ交付金でございます。配当割交付金、それからその下の款5でございますが、株式等譲渡所得割交付金、こういったものも、やはりコロナの関係がございまして、減額になっているというところでございます。

それから、次の法人事業税交付金、こちらにつきましても、今年度から計上するものでございまして、これも、法人事業税のほうの減収に伴いまして、減額ということでございます。

それから、その下でございます。款7 地方消費税交付金、こちらも大きく落ち込んでおりまして、こちらは、地方消費税、消費税全体の落ち込みということでございます。また、こちらにつきましては、また、後日、後段で御説明をさせていただきますが、減収補填債というような対応でさせていただいておるところでございます。

続きまして、5 ページでございます。こちらのゴルフ場利用税交付金、それから、自動車税環境性能割交付金、こういったものも交付金確定に伴うものということでございます。

続きまして、款10 地方特例交付金でございます。こちら、2,960 万2,000 円増の補正後額が1 億7,233 万2,000 円ということでございます。こちら、自動車税環境性能割というのがございまして、こちら昨年度の令和2年9月30日をもって終了をする予定でございましたが、このコロナの関係で延長になっているということでございまして、10月1日～令和3年、本年の3月31日まで、取りあえずは延長と。今回の国会の中で、さらに、令和3年度も延長するというような法案が出ているというところでございますが、今年度につきましては、2,960 万2,000 円が、その自動車税環境性能割の関係で増額になったということでございます。

続きまして、その下でございます。地方交付税でございます。こちら、地方交付税の中の普通交付税が確定をしましたので、それによる精算ということでございまして、大幅に減額にはなっております。地方交付税4 億1,617 万3,000 円の減額ということでございますし、また、ちょっと後段に出てきますが、ちょっと13 ページをお開きください。13 ページの上段のほうにございます臨時財政対策債、こちら、1 億5,954 万2,000 円、こちらも減額になっているということでございまして、これ両方足しまして交付税というような形のものでございます。

ちょっと元に戻っていただきまして、5 ページでございますが、こちら大きな減額になっております。交付税と臨時財政対策債、合わせれば、5 億7,571 万5,000 円ということでございまして、この主なものは、まず1 点目が、保育無償化のものでございまして、保育無償化につきましては、昨年度、令和元年度は特例交付金、これは、先ほど説明しました上段のところの特例交付金の中に上乗せで入っておったんでございますが、これが、令和2年度から、交付税のほうの措置をされるということで、その分を見積もっておったわけでございますが、結果的に、公立保育園の考え方が、少し我々の考え方と違ってございまして、基本的には、公立保育園につきましては、地方消費税交付金を増やすということで賄うということで、交付税のほうの算定には入らないということになりましたので、ここが大きく3 億円程度落ち込んでいるということでございます。

それ以外に、地方の地域元気基金ということで、こちら行革の取組の中で、公債費、それから人件費の抑制をかけているところに、プラスで交付税の加算がありました。これがルールの見直しによりまして、7,000 万円ほどの減額になっているということでございます。

それから、新たに今年度、令和2年度からできました地域の社会再生事業に資するものということで、全体で3 億円ぐらいいはございますが、こちらの算定のルールにつきまして、少し、我々の考え方と違ってございまして。これは、どういうことかといいますと、非人口、すみません、住宅に、例えば、八頭町におられた方は、人口で、非人口ということになりますけれども、働きに来られる方の人口の捉え方が少し違ってございまして、我々は、鳥取市でございますので、来

られた方の分が算定されるというふうに考えておりましたが、その部分が見られないということで、こちらの分も5,000万円ほど減額になったということをごさいますて、トータルで5億7,571万円ほど交付税が減額になっておるということをごさいます。

それから、はぐっていただきまして、使用料等につきましては特財でございますので、また、追って御説明をさせていただきますが、7ページでございます。1点、中ほどにあります国庫補助金でございます。国庫補助金、コロナの関係でございますので、それぞれの各委員会のほうで、歳入の財源として御説明はさせていただきますが、全体のお話をここで大ざっぱなものをさせていただきますというふうに思っております。

項国庫補助金、目1総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。予算書のページとしましては34ページ、それから36ページのほうに計上をさせていただきます。行財政改革課のところだけで御説明させていただきますが、全体、現時点の補正前額が14億1,259万4,000円、補正額が5億6,347万5,000円ということをごさいますて、補正後額が19億7,606万9,000円ということをごさいます。内訳は、右側のほうにございます。まずは、上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（省庁）分ということをごさいますて、こちらは、現時点で超高速情報という光をつくるような予算を以前上げておまして、こういったものも省庁分ということで、全体としまして12億924万円が補正前額としてありました。それが歳出の全体の減額に伴いまして5,267万7,000円減額ということをごさいますので、この省庁分、この省庁分は国の1次、2次補正の分でございますので、4月～12月までに計上させていただいたものをごさいます。それによりまして、11億5,656万3,000円ということをごさいます。これが省庁分の決算見込みでございます。

それから、その下でございます。3次補正でございます。こちら、当初予算と合わせた地方拡充予算ということで銘打って、コロナ対策を取り組むものでございます。3次補正の単独分ということで、本市のほうに交付されたものをごさいますて、今回、3次補正で計上するものが6億1,389万5,000円ということをごさいます。これ既に、1月29日に臨時議会を開催していただきまして採決いただいております1億5,802万3,000円、こちらを足し込みまして、現時点で令和2年度の予算で計上した3次補正の単独分につきましては、7億7,191万8,000円ということをごさいますので、この3次補正の全体額の交付決定額が10億2,007万1,000円、ちょっとたくさん数字を言って申し訳ございませんが10億2,007万1,000円。こちらが既に交付決定の通知は頂いております。残りは、2億4,815万3,000円でございます。こちらにつきましては、令和3年度の6月補正で、さらなるコロナ対策として計上していきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、歳出の予算と合わせて、繰越明許をかせさせていただきます。

続きまして、その下でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、省庁分でございます。こちらも国の3次補正の分でございます。何度も言って申し訳ございませんが、一番上のところが1次、2次の分の省庁分、これから御説明させていただきます225万7,000円が3次分ということになりますので、こちら、1月の臨時補正で1月29日にさせていただいたもので、保育園とか放課後児童クラブ、こういったもののマスク・消毒こ

ういったものに、4,533万1,000円計上しておりましたので、これ225万7,000円を足しまして、4,758万8,000円をこの3次補正分の省庁分として、繰越明許をかけて計上してあるというものでございます。

具体的な歳出につきましては、それぞれの委員会のほうで御説明をさせていただくということになっております。私のほうからは以上でございます。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田資産活用推進課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課の戸田です。予算資料のほうは9ページを御覧ください。財産収入につきまして、資産活用推進課分につきまして御説明をいたします。9ページの下から3番目の資産活用推進課でございます。3,401万1,000円でございます。款財産収入、項財産売払い収入、目不動産売払い収入の土地売払い収入です。これは、東町2丁目及び田島に所在します未利用の普通財産2件、計744平米を一般競争入札で売り払いまして、計3,401万1,000円の収入を得ているものでございます。

続きまして、その2つ下、一番下になります。物品売払い収入でございます。これにつきましては、経年等により未利用となりました、車検未更新となりました公用車1台及び消防ポンプ車3台を売り払いまして、計324万3,000円の収入を得ているものでございます。

説明は以上でございます。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。そうしますと、はぐっていただきまして12ページでございます。12ページの一番下でございます。目減収補填債、減収補填債、予算書のページは66ページということでございます。このたび、減収補填債を久しぶりに計上させていただくこととなります。こちらにつきましては、たばこ税、地方消費税等の新たな税目も、いろいろ議会からの御要望等も言っていただきまして、国のほうが追加計上するというところでございまして、本来、減収補填債の市民税、法人事業税交付金等、それに加えまして、地方消費税交付金の減収分、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税、こういったものの減収分についても、地方のほうに困らないように、この減収補填債の対応をするというふうに関国のほうが示されましたので、これに呼応しまして、借入れを起こすというものでございます。全体で5億7,100万円を減収補填債で対応したいというふうを考えておまして、これにつきましては、翌年度以降、償還にかかるわけでございますが、こちらについては、国のほうが交付税で算定をしていただけるということでございますので、その分につきましては、地方の負担というのが少なくなっているということでございます。5億7,100万円の計算の仕方でございますが、本来、地方交付税で地方税の減収分につきましては、即座に対応することが決まっておりますが、このたびのコロナの関係で、既に交付税も配布、交付決定しておりますので、そこと実際の現時点の調定額、いわゆる税収の見込額、それぞれ算定をして、あとは国のほうが調整をして、補填債の発行額の限度額を決定するというところでございます。ちなみに、市民税の法人割なんかでいきますと、大体9,600万

円ぐらいが上限に届くようになっておりますし、それから、一番大きいのが地方消費税交付金、こちら3億円ほど落ちると、交付税で算定されてある基準額45億に対しまして、41億ほどでございますので、大体3億円ぐらいが減少になるということでございますので、こういったものが減収補填債の対象ということになりまして、トータルで5億7,100万円が計上ということになります。

続きまして、下の、次のページの13ページでございますけども、一番下のところでございます。目14徴収猶予特例債でございます。こちらは、新たな特例債でございます。今回のコロナの関係で、税の猶予、これが1年間猶予を行うということでございまして、本市の場合、市民税、固定資産税等、3億5,000万円程度猶予をしているということでございますので、この分につきましては、国の施策に呼応するものでございますので、この徴収猶予債というのを新たに設けていただきまして、その分の入らない分、入らない分に相当する分を調整をした後、3億900万円ほど計上させていただいて、徴収猶予特例債を借入れをするということでございます。なお、こちらにつきましては、翌年度、令和3年度の当初予算に償還を計上しておりますので、1年間の猶予ということになっております。

以上が歳入の説明でございます。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。そうしますと、続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。はぐりまして、14ページでございます。歳出の主なものについての説明を順次させていただきます。

款総務費、総務管理費、一般管理費、職員費（一般職）でございます。予算書ページは69ページでございます。こちらのほうにつきましては、補正額でマイナスの801万4,000円の減額でございます。これは、事業費の実績の見込みによる減額ということで、主な内容は、時間外勤務手当の減ということでございます。

続きまして、3段目でございます。予算書69、それから事業別概要書が1ページでございます。新型コロナウイルス感染症対応職員費ということで、これは、国の3次補正の財源を活用しての事業でございます。補正額5,234万8,000円でございます。中身としましては、新型コロナウイルス感染症対応のための時間外手当、その他の手当を計上させていただいております。こちらのほう、資料の1の1というのがございますが、繰越明許の説明資料でございます。こちらのほうでも記載をしております、新型コロナウイルス感染症対応のための時間外手当、その他手当ということで、繰越しの予定にしておるものでございます。

◆吉野恭介委員長 下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。同じく資料14ページです。下のほうに行ってくださいまして、契約事務費、電子入札導入事業費でございます。この事業は、昨年9月議会で補正予算で承認いただきまして、12月にプロポーザルを実施、最優秀提案者を決定し、現在契約に向けて詰め作業を行っておるところでございます。プロポーザルの実施を踏まえ、運営事業の必要性を精査いたしまして、実績見込みで減額補正をするものでござ

ございます。また、契約に向けまして、詰めの作業等々で不測の時間を要しましたので、説明資料1の1のとおり、令和3年度に繰越しをし、事業を進めたいと考えておるところでございます。

次にその下の、入札参加資格申請受付システム導入事業費1,158万円でございます。入札参加資格の申請につきましては、定期申請は1か月程度の期間を定めて、業者さんに必要書類を持参していただくなどして行っておるところでございます。このために、来場者が多いときなどは、受付会場が密になりましたり、対面による申請内容の聞き取りをするために、申請者と受付をする職員が密接になったりということが多うございますので、感染のリスクが高まっている可能性もあるところがございます。そのため、この申請をインターネットを利用しましての電子申請としていただくことができるシステムを導入することで、感染のリスクを軽減させるとともに、申請をしていただく業者さんにとりましても、受付をする市にとりましても、事務の効率化、コストの削減につながるものと期待しておるところでございます。これにつきましては、国の3次補正に対応するものでございますので、説明資料1の1にも掲載しておりますとおり、令和3年度に繰越しを行い、事業を実施したいと考えておるところでございます。以上です。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。続きまして、15ページを御覧ください。15ページの2段目でございます。人事管理費、人事事務費でございます。予算書71ページ、事業別概要書は1ページの上段でございます。職員採用試験オンライン化事業費ということで、こちらのほうも、国の3次補正の財源を活用しての事業でございます。こちらのほう、本年度、新型コロナウイルスの感染症の関係で、例年実施、5月に実施しております採用試験説明会というのが開催ができませんでした。新年度につきましては、オンラインでの説明会というのを考えておりました。その中で活用するPR動画、こちらのほうの作成経費ということで、86万9,000円を計上しております。令和3年度の実施ということで、全額繰越しということでやりたいと思っております。

続きまして、その下、研修参加費、研修関係事務費でございます。マイナス718万3,000円を減額でございます。こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルスの影響で、県外で行う研修等に参加できないというようなことで、研修旅費の減額でありますとか、研修委託料の減額ということでの事業実績による減ということでございます。

それから、その3つ下でございます。衛生管理費でございます。衛生管理関係事務費ということで、マイナス338万1,000円でございます。こちらのほう、正職、会計年度任用職員の定期健康診断でありますとか、人間ドッグ等の費用でございますが、こちらのほうも新型コロナウイルスの影響で、胃カメラが中止になったりとかいうようなことで、事業費のほうが減額となっております。説明は以上です。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財政経営課、一村です。資料のほうは、資料1の17ページの一番上の部分を御覧ください。総合支所整備事業費でございます。庁舎管理費のうちの総合支所整備事業費ということです。総合支所整備事業費につきましては、各総合支所の防災機能の向上を図るため、耐震改修工事を中心とした整備事業を、昭和56年以前に建てられた旧耐震の支所から順次行っているところでございます。本年度は、河原・福部・用瀬支所の改修工事が完了しまして、先に完了した佐治・気高支所と合わせて5支所の整備が完了することとなりました。今回997万7,000円の減額補正を上げる理由としましては、工事を予定どおり行った結果、この部分を実績見込みで減額させていただくものでございます。

続きまして、資料1、その下の駅南庁舎大規模改修事業費を御覧ください。令和2年度から駅南庁舎の部分、駅南庁舎に鳥取市保健所を設置するとともに、健康・子育ての拠点として、庁舎の防災機能の向上を図るため、屋上防水改修工事や外壁工事、非常用発電機の改修工事を実施しております。今回700万4,000円の減額補正を上げる理由としましては、工事を予定どおり行った結果、この部分を実績見込みで減額させていただくものでございます。以上です。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。予算書ページは17ページ同じく、その下の2つ目でございます。ファシリティマネジメント推進事業費です。補正額は1,537万3,000円をお願いするものです。これは、公共建築物の各種設備点検などの委託料、執行残による決算見込みとして、349万3,000円を減額するとともに、現在支所敷地などの借地部分の土地購入費1,886万6,000円を新たに計上するものでございます。土地購入につきまして、別に資料を用意させていただいております。資料は1の4というA4、1枚物になりますので御覧ください。よろしいでしょうか。はい。財産の取得についてという資料でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。お願いいたします。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。まず、2番目の用地の概要から説明いたします。所在につきましては、佐治町加瀬木ということで、計7筆でございます。面積につきましては、約6,800平米。③番の賃料につきましては、2年度の年額で、103万7,000円。土地の購入費としまして、鑑定評価額としております。不動産鑑定士によりまして、1,886万6,000円という鑑定をいただいております。

1番の事業の経過に戻ります。旧佐治村役場庁舎は、佐治町の加瀬木地内の現JAトスク佐治店の場所にありました。支所から大体用瀬方面に約600メートルほど行ったところでございますが、庁舎の老朽化や敷地内に駐車場もなく、住民の利便性向上を図るため、もともと梨の選果場であった現在の位置に、庁舎とともに必要施設、これは、今庁舎の裏にプラザ佐治というのがございますし、また、給食センター、老人憩の家などを、併せて整備する予定で、昭和44年に土地の所有者と賃貸借契約を一括で締結しまして、昭和46年に、庁舎とプラザ佐治を新築したものでございます。このたび、土地の所有者が相続人へ替わったことになりまして、土地売却の申入れが一括してございました。総合支所は防災の拠点、また、まちづくりや市民サービスの拠点と、鳥取市の新市域振興ビジョンでも位置づけられております。また、将来的

な支出を抑制する観点から、このたび用地の取得を行いたいと考えておるところでございます。この取得によりまして、この佐治支所エリアにおきます民有地、民地というのはなくなるということでございます。

下の位置図でございますけれども、黄色い、黄色部分を赤線で囲っております。その7筆がこのたび購入する場所ということになります。説明は以上です。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。引き続きまして、その17ページの下のほう、下から2番目でございますけれども、基金積立金（ふるさと納税基金）4億3,271万9,000円でございます。こちら、令和2年度、令和2年の4月～令和2年の12月に納付いただきました、ふるさと納税につきまして、基金のほうに積立てを行うというものでございます。なお、1月～3月分までにつきましては、専決予算で3月31日に積立てをしたいというふうに考えております。

続きまして、はぐっていただきまして、18ページでございます。一番上段でございます。目7企画費、総合企画費でございます。補正額が18万9,000円のマイナスでございます。補正後額が39万4,000円、行財政改革課、行財政改革大綱等推進事業費の減額ということでございます。こちら旅費を、先進地視察等を考えておりましたが、このコロナの関係で行っておりませんので、その分を減額するものでございます。以上でございます。

○池上朱美男女共同参画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。資料は同じく18ページ、男女共同参画推進費の上から4つ目、女と男とのハーモニーフェスタ事業費についてです。女と男とのハーモニーフェスタは、例年10月6日～12日までの鳥取市男女共同参画週間に合わせて、鳥取市民会館を会場として実施しておりましたが、実行委員会で検討された結果、新型コロナウイルス感染拡大に配慮され、来年度へ延期することになりました。しかし、男女共同参画について、子供から大人まで幅広い世代の方に知っていただく機会となるよう、鳥取大丸5階の輝なんせ鳥取において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、男女共同参画パネル展示等を行ったものです。当初予算で60万円を計上しておりましたが、この経費11万3,000円を差引き、48万7,000円の減額となります。

次に、2つ下の男女共同参画啓発イベント事業費についてです。各種イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の延期や規模の縮小を行いました。そのうち、鳥取市男女共同参画センター、輝なんせ鳥取の移転記念セミナーは、株式会社エフエム山陰の委託事業として6月に開催する予定でしたが、3月20日に延期をして実施する予定です。その際に、講師が東京から来られない場合は、オンラインでの講演となるため、必要な機材の手配や人の配置など、当初は想定していなかった経費が必要となることから、今回増額要求をさせていただいたものです。この委託事業は、当初予算で55万円を計上しておりましたが、22万円を増額

し、77万円とするものです。事業費全体では、規模の縮小による減額が4万9,000円、委託費の増額が22万円で、17万1,000円の増額となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富山です。次は諸費になります。資料は19ページの一番上の特別定額給付金事業費になります。これは、事業費の確定に伴う補正になっております。総額で8,240万の減額ということです。内容ですが、給付事業、いわゆる10万円を支払う分ですが、これが、見込みが185億9,160万円ということで、3,840万円の減額。事務費のほうで7,810万3,000円の見込みで、4,400万円の減額を出しております。給付金事業ですが、18万5,916人の方に支給しておりまして、支給率は99.8%ということになっております。事務費のほうですけど、減額の理由としましては、郵券代とか、いわゆる口座振込、これの間違いが少なかったこととかで、事務費のほうはかなり減額ということになっております。以上です。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。同じく19ページの上から1、2、3、4、5番目でございます。災害対策本部室維持管理費ということで、コロナウイルスの交付金の国3次補正に対応したものでございます。補正額としては、135万6,000円を計上しております。内容としましては、そこに記載がありますように、災害対策本部室のテレビ会議拠点として、消防局とつなげるといったようなものでございます。これは、コロナの、災害対策本部室は災害時のみならず、コロナの本部会議等にも利用しておりまして、コロナの本部会議には、消防局長さんにも御参加いただいているといったようなことがございます。また、災害時には、消防局のほうから情報連絡員を派遣していただくなどして、情報共有を図っているところでございます。消防局と直接接続することで、災害対応のみならず、コロナ対応でも、迅速、きめ細やかな対応に努めていきたいと考えているところでございます。これにつきましては、国3次補正に呼応しておりますので、全額繰越しということで、こちら資料1の2のほうになります。

続きまして、一番下でございます。防災ラジオ整備事業費、こちらも、新型コロナウイルスの交付金の国3次補正に呼応したものでございます。補正額として6,521万9,000円を計上しております。防災ラジオについては、これまでも度々出てきましたので、皆さん御承知かと思いますが、災害時に自動起動して、緊急情報を流すといったようなものでございます。こちらの防災ラジオにつきましては、毎月月末のほうに試験放送ということで行っておりますが、こちらのほうで、コロナの注意喚起を行っております。こうしたことから、コロナの交付金を活用して、防災ラジオの販売を行っていかうというものでございます。私のほうからは、以上でございます。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資料、予算ページを、もう一つはぐっていただきまして、20ページとなります。上から2番目です。税務事務費におきます、ふるさと納税推進事業費でございます。補正額は426万1,000円、財源は、その他財源として、出店手数料129万6,000円、一般財源は296万5,000円をお願いするものでございます。これは、本年度のふるさと納税寄附件数及び寄附額が好調なことから、当初の1万7,000件で3億5,000万を12月補正にて、2万1,000件で4億3,000万となることを見込みましたが、その後の寄附の推移から、さらに増加が見込まれまして、最終的に12月補正時より、件数は3,500件増の2万4,500件、当初からでいきますと7,500件の増、金額は2,400万円増の4億5,400万円、当初からでいきますと、約1億円の増を見込んでいるところでございます。これに伴いまして、返礼品の調達、発送などに要する経費の増や、各種業務委託料の執行見込みの減によりまして、トータルで426万1,000円の補正をお願いするものです。

なお、本年度1月末の寄附の状況でございます。件数につきましては約2万4,000件で、金額は約4億4,000万円となっております。対前年同月比で、件数は約7,000件の増で、率にしまして41%の増、金額は約8,000万円の増で、率にしまして22%の増ということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富山です。続きまして、資料は21ページ、統計調査費でございます。統計調査費全体としまして、19万3,000円の増額になっております。これは、県の委託金の確定に伴います補正ということになっております。今年度は、国勢調査、大きなものでしたが、委託金のほうが103万8,000円増額ということに、見込みになっております。以上です。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。説明資料23ページになります。地域食堂ネットワーク運営補助金のうちの、子ども食堂・地域支え合い活動補助金についてです。補正額は533万8,000円の減額となります。これは、コロナ禍で、こども食堂が休止する中で、その代替する取組として実施したもので、子供が家庭での食事に困難を抱える世帯に、テイクアウト料理の引換券を配布し、その世帯が協力店でテイクアウトのお弁当・料理を受け取れるという取組でしたが、当初見込んでいた時期よりも、かなり早く、こども食堂が再開できたことや、その後も、継続して実施ができていくことにより、事業費の実績見込みにより減とするものです。

続けて、その下のほうのフードサポート事業費について説明をさせていただきます。事業別概要は3ページになります。予算額は286万8,000円となります。これは、生活困窮者支援の強化を目的とするもので、法人・団体や、あるいは市民から食品を提供いただくフードドライブの活動を強化して、提供された食品等の効率的かつ効果的な活用を図るための運営の経費に関わるものです。これは、国の3次補正に対応するものですので、繰越明許説明資料の1の3に記載をしてございます。以上でございます。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。資料1の24ページの上段、国土調査事業費（事業費見込みに伴う減）の部分を御覧ください。国土調査事業につきましては、事業費の約4分の3を国・県から受けて、残り4分の1を市の一般財源のほうで支出して、事業を実施しております。今回、事業費について、1,205万2,000円の減額補正を行う理由としましては、国・県の補助金が減額して交付されることになったため、それに呼応する形で補正を行うものでございます。具体的には、事業の内容について、国や県と協議して、現年の事業費として5,300万円を要望しておりましたが、実際には、約4,100万円の交付決定となったことにより、事業費見込み減として上げさせていただくものでございます。

続きまして、その下の部分、国土調査事業費（国の補正に呼応した事業の増）の部分を御覧ください。また、資料1の1につきましては、一番下の部分の国土調査事業を、資料4の事業別概要については、2ページ下段を御覧ください。国の3次補正において、該当の国土調査事業が決定されまして、国・県と協議していた実施区域について、それに呼応して実施するため、補正予算として計上するとともに、来年度の事業実施に向けて、約4,500万円の、すみません、約じゃない、4,500万円の繰越明許として上げさせていただくものでございます。対象区域としましては、事業別概要記載のとおり、鳥取地区のほか計5地区、面積については約0.93平方キロメートルが対象となります。以上です。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、次の25ページでございます。款11公債費、項公債費、目元金、その下が利子ということでございます。こちらの右側のほうの内容でございますけれども、長期借入金元金償還金でございます。295万4,000円を計上するものでございます。これによりまして、補正後額が89億2,309万円ということになります。こちらにつきましては、下のほうの利子と併せてということになります。起債の借入れにつきましては10年、それから15年の段階で、利率の見直しというような契約になっております。これによりまして、10年前、15年前の利率が少し高いものでございます。利率にしますと1.42とかそういったものでございますが、現時点、かなり利率が下がっておりまして、現時点0.339ということでございますので、これに伴いまして、長期借入金の利子が大きく減るということになりますので、償還金も併せて減っていくということでございます。それに伴いまして、一部、臨時財政対策債の部分なんでございますが、こちら、元利均等という償還の方法を上げております。通常は元金均等ということでございますので、利息の分だけが減るわけでございますが、元利均等の場合でございますと、元金のほうが、利息が減れば元金のほうが増えますので、その分が、元金として295万4,000円増えたということになります。

下のほうの利子のほうにつきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、利率の見直しによりまして減額になっておりまして、6,365万4,000円減額になることによりまして、補正後額は5億9,022万8,000円ということになります。

以上が、一般会計全ての御説明を終わりました。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

それでは、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑がございますでしょうか。

◆加嶋辰史委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。資産活用推進課より報告がありました財産の取得についてですけれども、これに伴って、鳥取市公共施設等総合管理計画も変更すべきと考えますけれども、次回更新がいつなのかという質問が1つと、更新された後、また委員に資料として提供してほしいということで、要望を1つお尋ねします。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。公共施設の管理計画でございますね。これにつきましては、国のほうから、令和3年度中の見直しといたしますか、そういったことをしなさいという通達が、全国に出ているというところがございますので、そういった中で、見直しをかけていくということになります。当然、見直し後には、皆様のほうに御覧いただけるような形にしていきたいというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと何点かお伺いしたいと思いますけれども、事業別概要書のほうで、ちょっとお聞きしたいと思います。ちょっと分からないので聞かせていただきたいのが、1ページ目の上段の職員採用試験のオンライン化ですけれども、今回、オンラインで実施をされるということで、今度つくられるPR動画というのは、どういう内容なのかお伺いしたいのと、従来は、市役所で説明会をやっていたらっしゃったんでしょうけれども、今回のPR動画に、例えば相当するような内容のものというのは、従来からその説明会の中で行われていたような内容のものがPRの動画として実施をされるような、そういうイメージなのかの1点お伺いしたいのと、それから、2ページ目の入札参加資格申請の受付システムなんですが、物品・役務の入札参加資格申請というのは、今現在でも、とっとり電子申請サービスのほうで提供されていると思うんですけども、これとはまた違うもの、異なるものなのか、現在行われてる電子申請との違いといたしますか、ちょっとその辺りがどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。これからの話ですので、お答えはできないかもしれませんが、現時点では無理かもしれませんが、プロポーザルにかけられるということで、その評価の視点

とかいうふうなところっていうのは、どういうところにポイントを置いとられるのか、ちょっと言いにくいかもしれませんが、ここではね。もし、お答えできる部分があればと思いました。もう一つ、いいですか。

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、続けてお願いします。

◆石田憲太郎委員 すみません、もう一点、申し訳ない。その2ページ目下の国土調査の件ですけども、なかなか国土調査、進まないわけですけども、今回この5地区の調査面積、土砂災害の特別警戒区域ということとされるということですけども、もうこれ全体、特別警戒区域の全体の何%くらいに当たるのかなというのがお伺いしたいのと、通常やっとなる国土の調査と、今回は別枠でのこの危険区域の調査ということになるのか、それから、今のほうが5か年対策ということで、15兆円で進めていくようにしとるんですけども、今後においても、この土砂災害特別警戒区域というのを優先とした、そういう調査というのが行われていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。事業別概要書1ページの上段の職員採用試験オンライン化事業費についての御質問でありました。動画の内容についてということでしたが、まだちょっと固まってはおりませんが、これからですけども、主には、市役所内で働く職員にフォーカスしたインタビュー形式の動画でありますとか、それから、例えば土木技師とか保健師とかに1日密着して、どんな働きをしているかというような、そういったことで市役所の仕事、こういうのだよということをPR動画でやってはどうかなというようなことはちょっと考えております。ただ、確定というわけではありませんので、今後どういったものかいいかというのは検討していきたいと考えております。

それから、これまでどういった説明会をしておったかというところでございますが、これまでは集合研修というか、市役所のほうに集まっていたいただいて、先輩の若い職員との対談といいますか、経験談みたいな話を聞いたりとか、それから、庁舎内を回ったりして、ここはこういうことをやっているんだよみたいな、そういったことで案内したり、そういった説明会というのを実施しておりました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。入札参加申請システムについて、現在の電子申請のサービスとの違いはどうかということと、プロポーザルの評価の視点の2点だということで認識させていただいております。

まず、現在のものとの違いというところでございますけれども、申請される業者さんが、直接入力をしていただける項目が増えるものと思っております。それを、現在あります契約システムに取り込む際のデータの項目数というのを増加させることができるのが1点、あと、もう一点、業者さんを登録するに当たって、必要な資格等の期限があつたりしますけれども、その期限の到来についての管理ができるような仕組みが導入できないかなということだと思っております。

次に、評価の視点というところでございますけれども、価格ももちろん評価項目ということになってこようと思えますし、あとは、システムの使い勝手やなんかがどういうふうかというようなところも、評価ということの対象にはなつてこようかと思っております。また、もっといろいろとはあるとは思いますが、現段階では、そういうところではないかなと考えておるところです。以上です。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。この土砂災害特別警戒区域が全体の何%に該当するかという部分については、またお調べして、お答えさせていただきたいと思えます。現在、この土砂災害特別区域等の部分の地籍調査に関しても継続して行つておるところでございます。今回が特別に、新たにというわけではございません。なので、今回に限つたことではなくて、今後も継続して地籍調査を行つていくというふうに予定をしておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。入札参加資格のところの部分ですけども、じゃ、現在のその行つてい、とっとり電子申請サービス、これの項目追加とかいうことでお話ありましたけれども、これを基にした何か、そのバージョンアップするような形のものなんでしょうか。それとは全くの別でシステムをつくれるということなんでしょうか。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。全く別物のそれを専用とするシステムの構築ということで考えておるところです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 となると、今現状でも、そういう電子申請のサービスとして構築されてるものっていうのは、こちらのほうはもう使用されないということになるわけですかね。そちらのほうに切り替わる、新しいシステムのほうで、申請についてはもう切り替えてしまうということですかね。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。若干の併用の期間は必要かとは思つておりますけれども、将来的には切り替えていくということで考えておるところです。以上です。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。ちょっとすみません。ちょっと参考までに、このとつとり電子サービスというのは、あれでしたっけ、県のほうかなんかのシステムということではなく、独自で、鳥取市のほうで独自で構築されてるシステムだったのでしょうか。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。今のシステムは、鳥取県さんと共同利用ということではおるところですと聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 共同利用ということになると、県のほうは、例えば、今の、県のほうも、その電子申請サービスで、この入札参加資格というのは使われて、今後もそういうふうに県のほうはこれを使っていく、市のほうは別途システムをつくり上げていくという、県と市と別々になっていくという理解でいいですか。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。システムのことは、今のところ別々ということになるかと思えますけれども、システムを導入するに当たりまして、鳥取県さんともちょっと相談をさせていただきながらということではさせていただいておりますし、県内他市とも共同でということで、何とかできないかというところのお話はさせていただいております。まだまだ具体的に話が進むかどうかというのは未確定ではございますけれども、協力ということではさせていただきたいなと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私も、そういうことで、別で、市が別で、単独で何か新しいものをつくるというよりは、今現状のものを、そういうふうにバージョンアップして、県と一緒にしていくのがいいんじゃないかなと思って、その辺りの費用負担とかいう部分ですね、というのは、県・市、それ以外も絡んでくるようなところで、共同で負担をして、システム改修していくような形がいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺りってというのはどうなんでしょう。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。今回のシステム導入の予算要求させていただきました際に、今現在、市で管理しております業者さんの管理について、よりの確にさせていただきたいという部分がございます、鳥取県さんに先行してということで、今回のシステムの導入ということで考えさせていただいたところがございます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ございますか。はい、横山委員。

◆横山 明委員 はい。事業別概要の1ページ下段の時間外手当、休日手当がありますけれども、これの、この算定は、どういうふうにされたんですか。5,234万8,000円。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課の塩谷でございます。時間外の補正ということ、それから休日勤務手当、それから特殊勤務手当の補正ということでございます。これは、これまでの実績、それから来年度、このコロナ関係での事業に関する時間外というようなことを見込みで算定をしております、その部分で、合計で5,234万8,000円というような補正額になっております。

◆吉野恭介委員長 はい、横山委員。

◆横山 明委員 はい。過去の実績とか、どういうところで割り出した数字ですかね。休日の数も決まっていますし、カレンダーの。そういうところで、概算を出したということでしょうか。そういう理解でいいでしょうか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。時間外手当につきましては、12月以降の見込みでありますとか、そのことを実績、これまでの実績で算定しまして、約1,247時間というような12月以降の見込みというものがあって、そこから1か月を計算して、それを来年で、12か月で算定したら、大体これぐらいになるというようなことで、これまでの実績を参考に、次年度を見込んだというところでございます。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、横山委員。

◆横山 明委員 分かりました。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。資料1の5ページの一番下の地方交付税のところなんですけれども、減額になる理由を先ほど説明いただいて、この中に、保育の無償化分というのが、公立保育園の分が、これは地方消費税のところで賄うってということで、国と市の考え方が違ってたっていう御説明があったんですけども、4ページの一番下のところに、地方消費税交付金というのがありますが、この地方消費税交付金というのは、そもそも消費税がどんだけ集まったかっていうことで、幾らかの率を掛けて、それぞれの自治体に配分されるものと理解してらるんですけど、まず、それでいいですよ。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。すみません。行財政改革課、河口でございます。今、伊藤議員が言われたとおりの計算になっております。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 っていうことは、どんだけ集まったかによって、地方に配分される額が違ってくるんだなって思ってるんですね。その地方交付税の中に、その保育の無償化分の公立園の分が入ってないってことは、私は、逆に言えば、損をすることになるんじゃないかなと思って、地方交付税というのは、いろいろ算定基準があって、算定根拠があって、積み上げで、地方自治体にこう配分、配られるお金ですよ。そこからはじかれて、地方消費税の中で見なさいよっていうのは、地方自治体からとったら、やっぱり損するっていうか、地方交付税の中で見てもらうほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それはどうなんですか。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課の川口でございます。まず、地方消費税の交付金の件でございますけども、令和元年度の決算が34億4,000万円でございます。現在の令和2年度が41億8,000万円ということで、7億円ほど大幅に消費税交付金が増えています。これは、我々が見込んだものよりは少なくはなっておりますが、やはり、地方消費税交付金につきましては、地方の財源、先ほど言いました無償化の分も含めまして、地方消費税交付金でしっかり担っているということでございますので、その部分の中に、公立保育園の無償化の分は、計上されているということでございますので、担保はできています。

ただ、おっしゃられるように、交付税の算定の仕方が、いわゆる基準財政需要額っていう歳出を算定した後に、市税とか、それから地方消費税交付金という、いわゆる収入を引いた残りを交付税として払っていただいています。本市の場合でしたら、大体基準財政需要額が400億円、470億円ぐらいありまして、地方税、市民税とか、そういったもので二百何億円あって、残りが交付税ということになっておりますので、恐らく、その伊藤議員さんがおっしゃりたいのは、その基準財政需要額、歳出のほうにオンされてないと、結局引かれるので、その部分が損するんじゃないかなというような御意見だと思うんですけども、一応、基準財政需要額の中の項目の中には、少しだけは入ってはおりますが、丸々、公立保育園の分の無償化の分が大体4億円ぐらいあるんですけども、その部分がオンされていないということでございます。

ただ、それにつきましては、交付税というのは、先ほど言いましたように、あくまでも歳入を除いたものの残りでございますので、理論値としては入っていても、交付税として入ってくるかどうかという議論になってくると、また少しちょっと問題がありまして、例えば、東京都なんかでいきますと、この保育無償化の分なんかは、当然交付税としては入ってこない。ただ、基準財政需要額としてはオンされてるということになりまして、交付、要するに、不交付団体にとっては損になってきます。逆に、地方消費税として頂いたほうが、それは現ナマでもらえますので得になるという、こういう制度の配分の仕方によって、恐らくなっていると思います。

ただ、うちの場合は、先ほど言いましたように、もともと、見込んでおりましたので、基準財政需要額に、それが、国のほうの算定の中で外されていますので、このたびの3億円の減額になった要因というのは、そういうことになっております。ただ、これは、一応、国の算定の

基準のやり方なので、また追って、交付税の意見等がありましたら、その中で要望を出していくということも考えられるかなと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だから、基準財政需要額の積み上げの中に入れていたほうが、その枠は大きくなるので、そこから入ってくるお金を引いても、足りないところは、国が交付税措置してくれるわけだから、ちょっと増えるわけですよ、公立分が入ってる算定をされてれば、市が最初考えてたやり方だったら。だけど、公立園分はちょっと除外だということは、大枠が減るわけでしょ、その4億だかって言われた分が、減るわけでしょ。そうしたら、その減った大枠の中で、どうせ入ってくるお金は一緒ですから、入ってきて足りないところしか交付金算定措置されないってことは、交付税が入ってくる分が、幾らちょっと不透明とはいえ、やっぱり減る部分があるってことですよね。だから、その基準財政需要額の積算するときに、別に公立園分を外さなくたって、市が最初、考えてたように、公立だろうが民間だろうが、やっぱりそうやって積算をするような仕組みのほうが、自治体にとっては、やっぱり、ちょっとでも地方交付税、歳入を、入ってくるお金を差し引いた額が入ってくることを考えれば、その大枠が大きければ大きいほどいいと思うので、やっぱり、ちょっと損になるんじゃないのかなとは思いますが、やっぱり違うんですかね。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。例えば、交付税の中に算定をされるということになると、恐らく地方消費税交付金の配分率、先ほども伊藤議員さんのほうが言われたような最初の配分額の率が少し変わってきます。ですから、令和元年度が三十、先ほど言いました33億円ほどでございますが、今回入ってくるのが41億円ということで、7億円増えていますが、この地方消費税交付金の案分率が、やはり交付税で見たということになると、地方消費税交付金の元となるその案分の率から外されますので、ですから、この41億入ってきた地方消費税交付金が、恐らく38億とか39億になってしまうということになります。その分じゃあどうするかというと、先ほどおっしゃられるように、交付税のほうに算定されているので、交付税のほうでもらえるでしょうというようなお話になるんですけども、ですから、その場合だったら地方消費税交付金の案分が変わってきますので、地方消費税交付金が減るだろうというふうなことが想定されます。今回は、その保育園の無償化の公立部分も含めて、地方消費税交付金の分が7億、8億増えていきますので、その分の財源で、一応、公立の保育園も十分賄えるということになりますので、それを交付税のほうにさらに算定させていただきますと、逆に言えば、ダブルで頂くことになるので、ちょっとその部分はなかなか難しい、国としてはですね、地方消費税交付金を増やしているわけですから、その分に対応できるでしょうという判断でいってまいりますので、そういう理解で、今我々は考えております。

ですから、当初の考え方の中では、どちらかといったら、鳥取市が独自で算定した中では、少しちょっと余分にもらえるんじゃないかというふうな算定だったということでございます。

ちなみに、令和元年度の無償化の分につきましては、地方特例交付金ということで、これは、別枠で頂きましたので、それは交付税の中には当然入っていないということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 うまい話はないってということですね。じゃ、もう一つ、すみません。これは、職員課で、14ページの一般職のところ、新型コロナウイルス感染症対応職員費ってところで、減額が273万円なんですけど、もともとの予算が4,362万2,000円という、この分がありますね。これが、去年の6月の補正のときに出てまして、この4,362万2,000円っていうのが、時間外勤務手当とか、休日勤務手当とか、特殊勤務手当っていうもののほかに、コロナで解雇だとか、ちょっと就職がなかなかできなかったっていう人たちの雇用創出ということで一応10名、あと、体制補充、庁内の体制補充のために、会計年度任用職員の雇用が5名ということで、トータル15名の人件費もここに含まれてるってということだったんですけど、それで、新型コロナの状況ということで、以前頂いてた資料で、12月補正までの予算事業の結果が出る分で、この雇用に関しては、15名のところが8名採用というふうになってるんですけども、ちょっとその8名の内訳教えてほしいんです。その雇用創出で何名、庁内の体制強化で何名っていう、それを教えてください。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。雇用対策の関係の会計年度任用職員の人数ということでございます。ちょっと内訳のほう、今ちょっと資料がありませんので、また答えさせていただきます。全体でいきますと、当初の15名の予定というのが、結果、短期間とか長期とかいろいろあるんですけども、15名の予定が12名ということで、3名減ということで、今回減額の補正というようなことになっております。先ほどの15名のその8名の内訳、またお答えさせていただきます。委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。先ほど8名の内訳で言うと、雇用対策が3名、はい、残りの5名が各課の分といいますか、そのようになっております。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 8名の内訳は分かったんですけど、その12名っていうのは、どこから出てくる数字なんですかね、頂いてる資料は、2月12日時点で8名採用だという資料になってるんですけど、その後、4名増えたのか、別枠の予算の人たちなのか、どうでしょう。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。8名から4名増えて12ということなんですけども、3名は採用をさせていただいております。1名は、今後採用があるかもということで1名を予定をしておるので、その分を入れて12名ということでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか、はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほど、石田委員のほうからもありましたけど、国土調査事業費、事業別概要書の2ページですけども、特別警戒区域の何%くらいになるのかということは、後で報告するということですが、これまでのこの調査の進捗率、多分まだ2割台ぐらいだというふうに思っておるところです。その中で、国のほうへは、要求額どおりには頂けなかったということで、事業からいえば4,500万ということであります。この中で、やはり国は、国土強靱化ということ掲げて、一生懸命取り組んでおります。そういった中で、やはり、近年の自然災害、気象災害等々見れば、全国的に、もう災害が頻繁に起きておる、忘れた頃にやってくるんじゃないし、忘れるまでにやってくると言われるような状況です。そういう中に、やはり茨城県の常総市ですか、鬼怒川の河川が氾濫して、街がもう本当に、どこが何だか分からんような状況、家も全て流されるというようなこと、それから、土砂災害が非常に起きるとというようなことから、やはり鳥取市においても、非常に規模が大きいと思うんですね、そういったレッドゾーンといいますか、警戒区域というのが。それで、もっともっと早く進めていただきたいというふうに思っておるところですが、これまでの進捗率と、それから今のペースだったら100年以上かかるんじゃないかと言われるようなことだけでも、もうとにかく早く進めていただきたいということを要望したいと思いますし、これまでの進捗率について、お聞かせをいただきたいと思えます。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村でございます。これまでの進捗率ということでございます。平成30年度が、進捗率が23.3%、令和元年度が、進捗率が23.7%、令和2年度の進捗率の見込みで24%ということでございます。進捗率のほうは、極力というか、もう一生懸命頑張って、伸ばしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 もう一点だけいいかな、別のことで。

◆吉野恭介委員長 どうぞ。

◆星見健蔵委員 この資料の、説明資料の2ページです。市たばこ税についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。鳥取市は、合併当初10億円台のたばこ税が入ってきておったというふうに思っておりますが、合併から10年ちょいたって、3億から落ちておる。ましてや、前年度から見れば、7,527万7,000円の減という見込みとなっておりますよね。それで、お聞きするのは、喫煙、鳥取市の喫煙人口をちょっとお伺いしたいなと思います。というのが、消費税が8%から10%に上がったときに20円、それから、次の年の10月に上がって、次の年の4月に50円上がっておるんですね。だから、喫煙率が多少下がっても、税収は、さほど落ちんというふうに、私は見方をしておったところですが、こうやって見ると、かなりの税収が落ち込んでおるということでもあります。このたばこも、私も喫煙と健康ということから、やはり愛煙家と嫌煙家という中に、やっぱり、とにかく迷惑をかけんということが大前提になるところで

すが、やはり、こういった税収、税金というのは、非常に使い勝手のいい税金であろうというふうに思って、私は、吸われん人はどう思っておられるか知らんですけども、私は、しっかり高額納税者でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 簡潔に。

◆星見健蔵委員 はい、すみません。その辺の1年でこれだけの落ち込んだ、その辺の分析と、鳥取市の喫煙人口ですね、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。すみません。喫煙人口まではちょっと把握しておりませんが、その落ち込んだ原因といたしましては、法律の施行で、分煙・禁煙が厳しくなった、それが、去年の4月から完全施行になってますので、そのこともあって、今年度は売払い本数が、対前年に比べて8%から7%、7.1%減少しております。先ほど、星見委員さん言われたように、10月にも増税、今年も、去年の10月ですね、おととしの10月にも増税していますけども、去年の10月にも増税があったということと、それから、その法律が完全施行になったということで、売払い本数が減って行って、増税の効果よりも売払いの本数の減少のほうが大きくて、徐々に徐々に減少していているものと分析しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。1つ、最後に1点だけちょっとお伺いしたいと思います。事業別概要3ページのフードサポート事業でありますけども、ちょっと現状の部分を確認させていただきたいのと、質問とですけども、今の地域食堂ネットワークの現在の食材の需給状況について、現状ちょっとお伺いをさせていただきたいのが1点と、それで、今回輸送用の小型保冷車、新たに導入されて、いろいろ強化をされていらっしゃると思いますが、この提供されております、された食材についての保管の状況、供給量に対する保管施設の現状とか、その辺りの体制、多分十分確保されていらっしゃると思うんですけども、その辺りちょっと聞かせていただけたらと思いますのと、今回の事業につきましては、フードドライブ等の運営経費ということになっておりまして、フードドライブにつきましては、現在、御協力いただいているのは、因幡地区の郵便局55局ということでありまして、今回の事業費につきましては、こちらに対する補助という理解でいいのか、その辺りちょっと内容についてお聞かせいただけたらと思います。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。フードサポートの事業ですけれども、御質問いただいた内容、ちょっと前後しますけれども、今回のこの事業費の内訳としては、事業費の半分程度が、ネットワークにこのフードドライブを担当する職員を1人置こうと、専任で置いて、御協力いただける団体・法人さん等拡大していこうと、体制を強化していこうというのが1つと、あと、ネットワークのアルバイトで、アルバイトの収入が減少して、生活が困窮している大学生等をアルバイトで採用しまして、細かな食品の管理でありますとか、いろいろ効率的に活用できるような整備をしていただくようなお手伝いをさせていただくという内容が、事業費の大半かなところでございます。令和2年度の成果といたしましても、御支援いただける団体・法人さんが当初28団体だったのが、今は35団体で、7団体ほど法人さん増えておりますので、結果、いただける職員等も増加しているということになっております。

それから、御指摘のありました保冷車については、令和2年度の予算から確保いたしておりまして、これによりまして、今、人権交流プラザ内にお米の冷蔵庫と保管庫ですね、あと冷蔵・冷凍庫、それぞれ業務用の大型のものを設置しております、これに、それぞれお米なり食品を保管いたしまして、これ、今配送してるんですが、保冷車が確保できたということで、配送先は麒麟の圏域、中枢連携都市圏のビジョン圏域ですので、兵庫なり智頭なり、かなり遠方まで配送することになっておりますので、繰り返しですけれども、この保冷車が確保できたことで、より安全に、迅速に食品の提供ができる体制が整いつつあるといったところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ありがとうございます。すみません、1点だけ、フードドライブ、今回の事業は、それに、運営に関わる人件費の部分だということでお伺いしました。フードドライブに、郵便局さんで協力いただいておりますが、それ以外の部分というのはあるのか、さらに御協力いただけるような形のそういうものを模索、模索といいますか、していらっしゃるのか、ちょっとその1点だけお聞かせください。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。フードドライブの拡充についてですが、今御指摘のように、東部の郵便局さんを中心に取り組んでいただいているのが、もともとのベースになっておりますが、もう一つは、鳥取県生活協同組合さんが、組合員さんのほうに呼びかけていただいて、フードドライブを実施していただいております、こういったものを届けていただくとか、あとは、ちょっと新たな観点で、SDGsの関連で食品ロスの視点を訴えて、市内の民間事業者等にさらに呼びかけを強化して、フードドライブの体制が整うように、呼びかけをさせていただこうかなというふうに考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員 いいですよ。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

- ◆石田憲太郎委員 はい。
- ◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい、すみません。
- ◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません。事業別概要の4ページの上段の災害対策本部室維持管理費なんですけれども、今回、この庁舎の災害対策本部室と消防局をテレビ会議で接続できるようにするという事なんですけれども、これは、何で今なのかなっていう。この庁舎が建ったとき、建つときに、一緒にこう考えられなかったのかなっていう疑問があるんですが、ちょっとまず、そこを教えてください。
- 横尾賢二危機管理課長 委員長。
- ◆吉野恭介委員長 横尾課長。
- 横尾賢二危機管理課長 はい。この災害対策本部室というのは、そもそも名前のおり、災害対策本部を立ち上げたときに活用するということが、主な、主にしております。災害対策本部員の中には、消防局長さんというのは入っておられません。そういったこともありまして、当初は、その消防局とテレビ会議で接続するという点については、考えていなかったというところでございます。
- ◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 メンバーには入ってないと。このたびは入っているということですか。
- 横尾賢二危機管理課長 委員長。
- ◆吉野恭介委員長 横尾課長。
- 横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。災害対策本部室のメンバーには入っていないんですけれども、今回、コロナということで、コロナの対策本部の会議のメンバーに、消防局長さんというのは入っておられます。そういったこともありまして、国3次補正を活用して、こういう形で消防局とつなげるということで考えているところでございます。
- ◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません。その災害対策本部のメンバーには、消防局は入ってなくて、コロナの対策本部のメンバーには入っていると。今回、国のコロナの交付金を使って整備をするということなんですけれども、てなると、これは、どういうときに使われるのかなという。コロナだけしか、例えばテレビ会議を消防局としないと、もともと災害本部のメンバーになってないわけだから、これって、どうやって使う考えなんですかね。
- 横尾賢二危機管理課長 委員長。
- ◆吉野恭介委員長 横尾課長。
- 横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。伊藤議員さんのお尋ねというのは、災害のときに使える、どういう使い方をされるかというようなお尋ねかと思えます。災害のときには、消防局のほうから、情報連絡員という形で、今まで、これまでも来ていただいております。ただ実際、これまで水害程度でしたら、消防局がどうのこうのということはないんですけれども、大災害とかになりますと、消防局のほうで、救助だったりとか、市のほうで被害状況

を把握して、消防のほうに連絡してお願いをすればといったような場面が発生してくると思います。そうしたことから、消防局ともつなげて、より迅速な救助活動、災害情報の共有を図ろうというものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 消防局は、東部広域行政管理組合で管轄というか、その管理下にあるんですけど、言わば、その消防署長さん、ああ、局長さん、局長さんがおられますけれども、おられるけれども、東部広域行政管理組合の管理者は深澤市長なんですね。よく言う圏域、圏域って言われるので、ちょっと私、今さら感が本当にあったんです、これ、今さら感が。その災害対策本部のメンバーではないということだって、幸いにも、大きな災害がこれまでなかったからなんでしょうけれども、こういうテレビ会議ができるようなシステムを整備をされて以降は、やっぱり消防局との連携というのか、本当に情報を共有しとく、リアルタイムで。やっぱり、そういうことをちょっと意識しながら、いろいろと今後、いろいろ考えていけないのではないかなと思うんですね。いろいろ連絡員が来てくれるとか、そういったことがあったんでしょうけれども、あくまでも、それは、やっぱり縦割りのあれで、そういう形になってたのかなと思うんですね。今回、こうやってテレビ会議ができるようにするわけなので、使わないと意味がないと思いますので、やっぱり運用を含めて、ちょっといろいろと考えることは考えていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○乾 秀樹危機管理部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、乾部長。

○乾 秀樹危機管理部長 はい。危機管理部、乾でございます。伊藤議員のお話の中にもありましたけども、災害時、鳥取市の災害対策本部と東部広域行政管理組合の消防局、これは密接に連携をして、災害対応に当たる、これは重要なことであります。もともとテレビ会議システムがつながっていない、それは、必ずしもその行政単位が違うからといった切り分けではないわけございまして、従来、リエゾンの派遣ですとか、私と消防局長との間にはホットラインがつながっております。そういったことで災害対応をやってまいりました。しかしながら、近年の災害は激甚化しております、やはり、顔の見える関係で災害対応をしていくというのは非常に重要なことでもあります。今回、コロナというものを契機として、こうしたテレビ会議システムをつなぐことになったわけですけども、今後は、これを生かしまして、迅速・的確な災害対応に当然生かしていくと、これを目指して整備するものということで考えておりますので、そういった運用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。じゃ、そのほかございますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書4ページの下段の防災ラジオ整備事業費です。令和2年度の販売見込みが1万4,500台、3年度の見込みが7,000台ということで、合わせりゃあ2万1,500台ですよ。鳥取市の世帯数が8万戸ちょい超えておるような状況で、当初は、8,000台ということで、10世帯に1台程度の状況だったわけですが、それから、販売はある程度、3,000円が2,000

円に引き下げられて、好評だったというようなこともあって、ここまで伸びてきておるといふふうに思うところでもあります。それで、私、当初販売がなされたときに、その販売日に電器屋を訪れたら、もう販売は終了しましたということだったんですね。いや、販売終了って、今日からじゃないかって尋ねたところが、もう既に、もう前々から予約を受け付けとって、もう当日の販売というのは、もう1台もないという状況だったんですね。そうしたところが、うちの集落では、班長さんで回覧を回していただいて、集落で注文を取ったんですね。

そういったことで、お尋ねしたいのは、こういった販売が、全てのその世帯に情報が行っておるかどうかということもあるわけですが、やはり、独り暮らしの世帯はどんどん増えていっておる状況の中で、特に、このコロナ禍で、外出自粛を高齢者の方々もしておられるような状況で、やはり、こういった危機管理的な部分というのは、非常に重要なものになってきておるといふふうに思っております、ちょっと部長にお聞きしたいですけれども、この販売等について、自治連等々にそういったお願い等々、販売について申入れ等はされてきたのかということと、それと、2年、3年まで、こうして計画されておるわけですが、販売については、3年度以降も、要望があれば販売していくというお考えでおられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○乾 秀樹危機管理部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 乾部長。

○乾 秀樹危機管理部長 はい。危機管理部長、乾でございます。まずは、自治連と申しますか、自治会組織を通じて、防災ラジオの販売の促進を図っていくべきではないかといった御趣旨だと思います。

このたび、本市の防災ラジオのこの事業が、他市の先行事例と比べて非常に大幅な伸びを示しているということの原因は、個人での販売はもとより、町内会単位、あるいは、自主防災会単位での購入が非常に伸びていると、これが1つの要因でございます。この背景には、本市の進めている防災資機材の整備に対する助成制度を設けておるわけですが、この補助制度を活用して、自主防災会単位での補助金申請をされて、防災ラジオを購入され、普及しているというようなことがあります。こういった背景もあって、私どものほうは、全市域の各自主防災会806ありますけれども、こちらのほうに御案内を差し上げ、購入の意向調査やなんかも確認をしながら事業を進めておるといふ背景があります。

したがいまして、自治連合会という組織というよりは、自主防災会という組織を通じて、各地域へのこの事業の御案内と意向を確認してまいったということでございますので、ある程度、そうした自治会組織、町内会組織には、この事業の意図は伝わっているのではないかなと考えております。

もう一点、この事業は、令和3年度以降も続けるのかといったお尋ねでございます。これは、令和2年から始めた事業で、そこから数えて10年間は事業を継続していきたいという思いを持って、事業の進捗を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。はい。じゃあ、質疑なしと認め。

○一村泰志財産経営課長 すみません、委員長、あれ。

◆吉野恭介委員長 一村課長。

○一村泰志財産経営課長 石田委員さんの御質問にお答えいたします。土砂災害特別警戒区域のうち、どれぐらいの面積が、この地籍調査の部分で該当するのかというところでございますが、担当課に確認しましたところ、その土砂災害特別警戒区域全体の面積は、把握できていないということでございますが、この地籍調査に限っていいますと、令和2年度で実施面積見込み、1.77平方キロメートルのうち、約1.59平方キロメートルが、土砂災害特別警戒エリアでは含まれておるということでございますので、率にして約90%が該当するというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員、よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、以上で、質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号令和2年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第29号令和2年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。先ほど、一般会計で説明させていただきました資料1の26ページを御覧ください。はい。予算書のページが286ページになります。まず、歳入のほうなんですけれども、款の4諸収入、項貸付金元利収入のところであります。それぞれ、住宅新築資金等につきましては、住宅新築資金、それから、住宅改修資金、宅地取得資金のそれぞれ貸付けを行っております、令和2年度の収入見込み等が立ちましたので、この貸付金元利収入を、補正額として3,651万6,000円の増額をしているものであります。

続きまして、ページをはぐっていただきまして、27ページ、予算書のページになりますが、288ページとなります。まず、項の住宅新築資金等貸付事業費の事務費についてなんですけれども、補正額が220万7,000円の減額となっております。これにつきましては、貸付金等の回収に伴う委託業務の減額ということで、これにつきましては、支払い督促から訴訟に移行する件

数、いわゆる弁護士に対する委託の件数がなかったということで、それに伴う減額であります。これが190万7,000円の減額ということになっております。

それから、一番下の款の諸支出金でございます。これは、先ほど歳入のほうで御説明させていただきました貸付金の元利収入等増額しましたものに対して、一般会計への繰出金を3,182万3,000円を増額しまして、補正後の額が7,500万9,000円というふうにしております。それぞれ、歳入・歳出2,924万1,000円を追加させていただきまして、総額8,684万5,000円の歳入・歳出予算としているものです。

説明のほうは以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。あと、先ほど私、議案番号を間違えていたかもしれません。議案第29号ですので、訂正させていただきます。

それでは、議案第29号令和2年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第29号令和2年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号令和2年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第32号令和2年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の御説明をお願いします。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。資料のほうは、資料1の28、29を御覧ください。財産区の決算の状況に応じまして、財産区管理会ごとに、実績見込みによる増減を行った結果、全体として、歳入・歳出ともに、108万7,000円の増額補正を行いまして、補正後の額は、歳入・歳出いずれも1,425万9,000円となっております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。御説明をいただきました。

それでは、議案第32号令和2年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第32号令和2年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、正午が近くなりましたので、一旦、休憩を挟みたいと思います。再開時刻は、午後1時といたします。よろしくをお願いします。

午前11時58分 休憩

午後0時58分 再開

◆吉野恭介委員長 はい。皆さんそろわれましたので、委員会を再開いたします。

午前中に続きまして、先議分以外の議案説明に入ります。

議案第44号鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第44号鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての御説明をお願いします。

○池上朱美男女共同参画課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。資料のほうは、お配りしている資料2の1ページを御覧ください。この条例の、よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい、お願いします。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。この条例の一部改正は、鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」の研修室等使用料を改定するものです。改定の目的としまして、2つあります。1つ目は、研修室等の使用料を利用者に分かりやすい料金設定とすること、もう一つは、託児室の使用料を廃止し、子育て世代の利便性の向上を図ることです。

2番の改定時期、令和3年6月1日としておりまして、この理由として2つございます。1つ目は、利用者の皆さんへの周知期間を設けるため、2つ目は現在の使用料が6月～9月と11月～3月の9か月間は、冷暖房設備使用料を上乗せしております。そのため、6月から料金が変わることが、利用者の皆様にも分かりやすいという理由で、6月1日としております。

3番、改定内容ですが、3つあります。1つ目はブロック単位の使用料、①の現在の研修室等使用料という表の左側になりますが、午前・午後・夜間・終日等の6区分を廃止し、右側2

つ、ちょっと太枠で囲ってありますが、1時間単位の使用料のみとします。なお、福祉文化会館を含む他の市有施設においても同様に、1時間単位の料金設定となっております。

2つ目に、冷暖房施設使用料込みの金額に改定をします。鳥取大丸は、年間を通じて建物全体で温度調節する仕組みとなっております、冷暖房使用時期という考え方が当てはまらないということです。なお、改定後の金額ですが、9か月間のみ加算をしておりました冷暖房設備使用料を、年間12か月にならして加算をし、現在の使用料を上回ることがないよう、料金設定としております。それについては、その表の矢印で太枠のところを下に、このような金額でということで、ちょっと示させていただいております。

3つ目ですが、託児室の使用料、幼児1人につき1時間当たり500円の廃止です。これは、現状としまして、センター主催の講座等で託児が必要な場合は、参加される方が使用料を負担されることはありません。また、使用料がかかる一般利用として託児室を使用されることが、過去にもほとんどない状況になっています。さらに、センターが鳥取大丸5階へ移転をしたことから、現在の託児室は多くの方の目に触れる場所にあり、運用としまして、本市が使用する場合を除き、託児室を開放している状況です。託児室は、子育て世代の方へ利用していただくとともに、センターからの情報発信の場としても使用するなど、子育て世代への支援や啓発の場にしていきたいと考えております。

以上の内容で、条例の一部改正をするものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。はい。

#### 議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について説明をお願いいたします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。資料2でございます。2ページと3ページであります。議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の目的としましては、事務処理の効率化を図るため、所要の整備を行うことを目的としております。

改正の内容は、宣誓書の様式について、押印を廃止するものです。3ページのほうに、様式のほうを載せております。改正前のここには、署名と印ということで、印が入っていましたが、改正後で、この印を廃止するというものでございます。

施行期日は、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

説明のほうは、以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 議案第47号鳥取市行政財産使用料条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第47号鳥取市行政財産使用料条例の一部改正についての説明をお願いします。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。資料2につきましては、4～7ページを、付議案は9及び10ページが対象となります。御覧ください。条例改正の内容につきましては、行政財産使用料について、100円未満のときは100円とする改正を行うとともに、工業標準化法の法律改正に伴い、日本工業規格、いわゆるJIS規格と言っておるものですが、この名称が、日本産業規格というものに名称変更されたことにより、用語の整理を行うものでございます。

100円未満の案件につきましては、昨年度は6件ございます。それぞれに郵送で納付書を発送して、支払っていただいていたわけですが、事務費や郵送料等に見合った額となるように、鳥取市道路占用料徴収条例に規定する道路占用料の状況にも合わせて、本年4月以降は、100円未満の行政財産使用料は100円として取り扱うというものでございます。対象者につきましては、納付書を発送のタイミングに合わせて、使用料の改定をお知らせする予定にしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日は説明のみであります。委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。日本産業規格というものがどういうものか説明願っていいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい。挙手をお願いします。

○一村泰志財産経営課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。日本産業規格というものなんです、これは、日本における標準化活動の基盤となっております工業標準化法というのがございませ

て、これについて、いわゆる、これに基づく工業標準化法による日本工業規格というのがあるんです、J I S規格というものでございますが、それが、このたび日本産業規格という名称に変更になりました。これは、法律の名称が、産業標準化法というものに名称変更されたことによるものでございます。内容については、この改正の背景の目的としましては、データサービス等の標準化の対象の拡大、J I Sの制定等の迅速化、J I Sマークによる企業間取引の信頼性確保、あと、官民の国際標準化活動の促進を図るために改正を行われたということでございます。以上です。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 議案第58号鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について(説明)

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第58号鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。私のほうでは、鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について御説明申し上げたいと思います。資料のほうは、8ページで、付議案のほうは177ページになります。まず、そもそも被災者住宅再建支援制度というものがどういうものかということでございますが、これは、鳥取県と県内の自治体とが、基金を出し合ひまして、基金というか、拠出金を出し合ひまして、基金を積立てをすると。それで、県下で被災が、災害が発生しまして、住家等が被災を受けた場合に、その建て替え費用だったりとか、補修費用を助成するといったようなものが制度の根幹でございます。

これにつきましては、実は、国のほうも同様の支援としまして、被災者生活再建支援制度というものを設けております。そちら、8ページの上のほうにございますけれども、現行を見ていただきますと、全壊から50%以上、大規模半壊40%以上、ここの部分で、国の制度のほうで、それぞれ建設補修を見ているというのが現状でございます。それで、40%未満については、現在、支援金は国のほうではないということで、ここの部分を、県下の被災者住宅再建等支援制度で見ているという状況でございます。

今回、国の制度のほうが変わりました。これまで半壊で支援金なしであったものが、半壊の区分が2つに分かれまして、30%~40%までが中規模半壊で、20~30を半壊という形で、2つの区分に分かれることになりました。これに併せまして、国のほうも、中規模半壊のほうについては、建設が最大100万円、補修が最大50万円見るというような形で、変更になっております。

これに併せまして、県の制度のほうも変更するということになりました。下のほうの表を見ていただきますと、現在、県の制度のほうでは、半壊世帯20%～40%までは上限100万円ということで、今回、国のほうで、中規模半壊で見てる100万円と同額でございます。そういうことを踏まえまして、国の制度で見える部分、中規模半壊は国の制度のほうで見ていただいて、国の制度で見ていただけない30%未満の部分について県制度で見るとということで、国と県制度の仕分けをし直したというものが、今回の条例の改正の趣旨でございます。

それと併せまして、若干、その拡充といえますか、ありまして、一部、下のほうを見ていただきますと、一部損壊世帯ということで、これまで補修のみ上限で30万円ということで支給されていたものから、住宅の建設や購入に当たっても、30万円支給されるというような、一部拡充されております。基本的には、被災者は、これまでと同様に、被災者は同じ金額を、被災程度において受け取るというような形で、その点については変わりません。

説明については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日は説明のみということですが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正についての説明をお願いします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。資料2の9ページ～14ページでございます。議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正についてでございます。

改正の目的としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義を変更するというものでございます。

改正の内容としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症の定義が廃止となったため、具体的に記載し、併せて、その所要の整理の処理を行うものというものです。

少し分かりづらいですが、11ページの一番下のところの附則のところを見ていただくと分かりやすいと思います。附則の3号のところ、職員が、新型コロナウイルス感染症、括弧の中ですけれども、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症ということで、政令のほうからこの感染症を定義しておったんです

けども、特措法が成立しまして、これが廃止になったということで、左のほうは改正後なんですけども、この新型コロナウイルス感染症というのは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症ということで、引用する政令が廃止になったので、その定義をするために、このような改正をするということでございます。

13ページのほう、こちらのほうは基金条例ですが、先ほどと同じように引用しておったこの文言を変更するというところでございます。

施行期日は、公布の日からということで、施行するというところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 議案第64号包括外部監査契約の締結について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第64号包括外部監査契約の締結についての説明をお願いいたします。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富山です。付議案書のほうは189ページになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、お願いします。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。包括外部監査契約の締結についてです。中核市に義務づけられております包括外部監査の契約を、中国税理士会鳥取支部から推薦をいただきました税理士の政田孝様と、令和3年度の契約を結ぶので、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を得るものでございます。

政田さんですけど、中核市になって義務づけられました初年度の平成30年度と令和元年度、2年にわたって、補助者として包括外部監査に携わられておりまして、今年度の令和2年度になります。包括外部監査の契約をさせていただいております。

なお、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、同意するというところで意見を頂いております。説明は以上になります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

以上で、先議分以外の議案の説明を終了いたします。

報告第1号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。報告第1号専決処分事項の報告についての説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。報告第1号専決処分につきまして御報告をさせていただきます。付議案のほうは223ページになります。御覧ください。

こちらにつきましては、未納となっております住宅新築資金等貸付金の償還金に関しまして、連帯保証人の方より一部支払いの申出がありましたので、訴えの提起前の和解、いわゆる即決和解を行うに当たりまして、専決処分をさせていただいたというものでございます。

専決処分日は、令和3年2月8日でございます。和解の相手方は、付議案に記載をしております鳥取市在住の方で、この住宅資金貸付けを受けられた債務者の連帯保証人でございます。

和解の趣旨でございますけれども、この主債務者が借り受けて滞納となっております、この住宅新築資金等貸付金、滞納金額が439万1,385円なんですけれども、このうち、元本部分、これ366万9,109円、この金額の半分、2分の1ですね、183万4,554円、これを今回の相手方より、令和3年2月、1万4,554円、3月～令和10年9月まで、毎月2万円の分割弁済を行うという内容のものでございます。万一、相手方が分割弁済を怠り、その金額が5万円以上に、5万円達したという場合につきましては、期限の利益を失うということ。また、本市は、その和解によります金額以外の債権分については、相手方への請求を放棄するという。本市と相手方の間には、この契約に係る貸付金について、この和解で定めているもののほかは、債権債務はないということを相互に確認すること。和解に対する費用につきましては、各自の負担とすることということで和解を、和解の内容としております。また、本和解が整わないという場合におきます訴訟につきましては、記載しております本市の職員3名を指定代理人といたしまして措置を取るということで、専決処分をさせていただいたというものでございます。

なお、2月の18日に、和解の期日ございまして、相手方と先ほどの条件の下、和解の、和解のほうが成立したということを御報告いたします。

残額でございます。元金、残り半額と利息部分、計255万6,831円になりますけれども、こちらにつきましては、主債務者、借りられた方が、現在分割で弁済を実施されてございます。また、もう一名、連帯保証人の方がいらっしゃいますので、その方とも引き続き交渉の、弁済の負担についての交渉を図って、行っていきたいという具合に考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ただいま御説明をいただきました。

委員の皆様から御質問等がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、質疑なしと認めて、次に移ります。

報告行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについて(説明・質疑)

◆吉野恭介委員長 行政手続における書面規則、押印、対面規制の見直しについての説明をお願いいたします。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。総務課公文書管理室の有元でございます。資料2の15ページを御覧ください。行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについてでございます。本市では、デジタル化、市民の利便性の向上、業務の効率化及び働き方改革の推進を図るため、書面規制、押印、対面規制の見直しに取り組んでいくことにしております。

まず、経過でございますが、令和2年7月に、総務省から通知がございまして、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル化、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するものとして、書面、押印、対面手続の見直しに積極的に取り組むよう通知がございました。本市におきましても、10月に庁内関係課でチームをつくりまして、見直し方針について検討するとともに、昨年中に手続の洗い出しを行ってきたところでございます。

また、見直し方針案につきましては、2月9日に策定しておりまして、今年度中に、押印などについて見直しを行うため、庁内で、例規の改正作業等を行っているところでございます。

続いて、方針案についてでございますが、次の16ページを御覧ください。基本方針のところでございますが、(1)番の押印のところでございます。記名または署名などの手続を原則とし、国・県の法令等に基づく、押印や登記印、登録印を押印する手続を除き、廃止するとしております。ただし、署名を原則とする手続であっても、法人・団体等が申請者となる手続や、市民等の利便性の向上に資するなど、手続の内容、目的、趣旨に照らし、押印を求める合理的な理由がある手続は、署名または記名押印の選択制とすることができるとしてしております。ちなみに署名というのは、自分の名前を自署すること、記名は、署名以外で印刷したものやゴム印、代筆などで、名前を記せばよいということになります。また、市が発出する文書等の公印の省略についても見直しを行います。

それから、(2)になりますが、書面・対面規制では、オンライン化、ペーパーレス化の徹底、様式や添付書類の省略、電子申請や郵送、メールでの申請が可能となるよう見直しを行うことにしております。

次に、見直しの対象と具体的な取組でございますが、押印につきましては、市民による申請の手続と市役所内部の手続、それから、公印の省略に向けた取組を行います。

それから、(2)の署名、対面につきましては、オンライン手続の整備や利用率の向上、様式の簡素化などに取り組みます。その他、郵送やメールでの申請受付や庁内の電子決済も充実させたいと思っております。

次のスケジュールについては、また別紙でつけて、18ページに、表をつけておるところでございます。押印や様式、添付書類等の見直しは、今年度中に例規の改正を行い、見直しを行い

たいと考えております。ただし、国や県の法令に基づくものについては、随時実施したいと考えております。

その下のオンライン手続、電子決済につきましては、今年度中に方針を検討し、来年度以降、随時拡充を図っていきたいと思います。

次に、最初に戻っていただきまして、15ページに戻っていただきたいと思います。洗い出しの状況でございますが、庁内で洗い出しを行いまして、これに内部手続を含んでおりますけれども、全部で3,706件ございました。このうち、押印について常時押印してもらっているものが2,626件ありまして、このうち、1,945件の押印を廃止する予定としております。それから、電子申請につきましては、現在対応できてないものが3,627件ほどありまして、そのうち、今後対応可能なものが2,121件ございました。また、対面による手続が必須としているものが265件ありまして、うち、今後郵送、メール等での手続を可能とする手続が50件ございました。

以上、行政手続の見直しに向けて取り組んでいきたいと思います。説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様から御質問等がありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。15ページの4番の手続の状況のところの一番下の対面对応を必須としている手続っていうのがあって、そのうち50は、郵送とかメール等でも可能だってあるんですけど、その対面が必須となってるこの手続っていうのを、一覧の資料でこの委員会に出していただくっていうのは、できないでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元です。そうしましたら、ちょっと資料のほう出させていただきます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。はい。

#### 報告鳥取市定員管理方針の計画期間延長について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、鳥取市定員管理方針の計画期間延長についての説明をお願いします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。資料の19ページでございます。鳥取市定員管理方針の計画期間延長についてでございます。

本市では、職員定員管理につきまして、平成28年度～令和2年度までの5か年を計画期間とする定員管理方針、これ平成28年3月に策定しておりますが、これに伴い、これにつきまして中核市移行を見据え、1,333人を目標数として設定して、適正な職員数の維持を努めているところでございます。令和3年度以降の計画につきましては、本来、今年度中に策定する必要がございますが、以下の理由によりまして、現行方針の計画期間を延長したいと考えております。

まず、1番ですが、常勤の正職員の推移ということで、一番、令和2年、右の端ですが、現在1,315人というところでございます。

2番目の計画期間を延長する理由ということで、3点上げております。まず、1つ目ですけども、定年の引上げ、定年延長の影響が不可避であることから法改正がされておらず、本市における制度設計を行うことができない中では、実効性のある計画・方針とならないおそれがあるということで、こちらのほうは、今、国会のほうに、定年延長の法案のほうは上程されておるんですが、まだ審議に至ってないということで、まだ成立しておりませんので、この辺りを見定めながら、進めていきたいと考えております。

それから、(2)です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、いまだかつてないほどに社会情勢が変化し、行政に求める役割が変わりつつある中で、新たな行政需要を踏まえた適正な職員数の見通しが立たないということで、現在コロナ関係で、いろいろ情勢も変わってきております。そういったところも見ながら、検討していきたいというところでございます。

それから、(3)番目、現在の目標職員数1,333人で、今1,315人ということで、この範囲内にあるということで、健全な行財政運営に関して、一定の成果を継続しているというようなことで、以上のような理由から、現行の方針を1年間延長いたしまして、今後の情勢等踏まえて、令和3年度中に、次期計画について検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から御質問はありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。すみません、もう初歩的なことをお伺いするんですけども、職員数、これが普通会計と公営企業会計が混ざってるものなのか、普通会計の正職員の方の人数というふうに把握したらいいのか教えてください。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。これは、全職員数ということで、県の派遣職員のほうを含むということで、1,333というところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。それでは、県職員数を除いた人数を教えてくださいよろしいでしょうか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 すみません。もう一回。すみません、もう一度、質問のほうを。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。県派遣職員数を教えてくださいよろしいでしょうか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。県派遣職員は、現在19名というところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかありますか。はい。なしと認めます。

報告本庁舎敷地内の水質調査結果について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、本庁舎敷地内の水質調査結果についての説明をお願いいたします。

○一村泰志財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村課長。

○一村泰志財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。資料2の20、21ページを御覧ください。本庁舎建設地の水質調査の結果についてです。建設工事完了から2年間、年4回、ヒ素及びその化合物について、8か所の観測井を設けまして、水質調査を行うこととなっております。9月議会とこの2月議会で、議会に御報告することという形にしております。

今回の報告につきましては、令和2年10月16日に実施した16回目と、12月に実施した17回目となります。16回目につきましては、数値に異常はございませんでした。17回目ですが、ナンバー1・7・8の観測井において、基準値を超過する数値が見られました。過去の調査においては、それぞれ基準値超過が見られなかった箇所ございまして、考えられる原因としましては、季節による地下水流の変動に伴い、外部からの基準超過があった水が流入したのではないかというふうに考えております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様から御質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

報告令和3年度市民税の申告期限の延長について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、令和3年度市民税の申告期限の延長についての説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。それでは、資料22ページを御覧ください。令和3年度の市民税の申告期限は、今、2月の16日～3月15日まで、駅南庁舎の地下と、それから、総合支所の特設会場で実施をしております。駅南庁舎の地下は、国税の確定申告と合同会場ということでやっておりますが、このたび国税のほうが1か月間、申告期限を延長されるということを踏まえまして、市・県民税の申告期限も、昨年同様1か月延長するという方針を立てました。つきましては、2月の22日に、その旨を告示いたしまして、現在、この本庁舎の1階3か所の出入口にある立て看板、それから、コールセンターでの案内依頼等で対応しておりますし、今後、庁舎内のデジタルサイネージであつたりとか、FMラジオのスポットCM、それから、ケーブルテレビの文字放送等で周知を図っていくことといたしております。ちなみに当初、この延長を考えていなかったんですけども、それは、9月に補正をお願いをした市・県民税の申告書の作成システムというものを、インターネット上で作成できるような環境を整えましたので、通常の1か月間の申告期間であっても対応できるものと考え

えておりましたけれども、国税のほうも延長されて、地方税法の規定の中に、確定申告をもって、市・県民税の申告に代えることができるということがありますので、国税延長されると、実質的には、市・県民税の申告も、1か月間あちら側のものが延長された形になりましたので、そことの整合を図るために、申告期間を1か月延長したものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。以上で、報告事項の説明は。

◆伊藤幾子副委員長 いいですか、委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 すみません。職員課の塩谷です。先ほどの加嶋議員さんの説明の中で、職員数1,333人、職員人数いたということをお伝えしましたが、水道・病院は除いてということで、市の職員ということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、報告事項終了しまして、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後1時35分

総務企画委員会に切替え 午後2時35分 再開

#### 【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。本日は、まず先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、令和3年度当初予算の説明という流れとしております。令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は、簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。本日は、新しい総務企画委員会メンバーでの委員会となりますので、出席いただいている執行部の方々にも、自己紹介をお願いし、その後、引き続き、議案説明に入っていただきたいと思っております。

#### 議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 では、議事に入ります。太田局長、鈴木局長、高橋管理者、森山局長をはじめ、執行部の方々にも御挨拶いただいた後、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

まず、監査委員事務局、選挙管理委員会、市議会、出納室の順番で説明をお願いいたします。

はい、大田局長。

○大田斉之監査委員事務局長 まず、自己紹介ですけど、監査委員事務局長の大田です。よろしくをお願いします。

○安本里美監査委員事務局次長 はい、失礼します。監査委員事務局局長の大田です。よろしくをお願いいたします。

○富田久人監査委員事務局局長補佐 はい。監査委員事務局の局長補佐、富田です。よろしくをお願いいたします。

○大田斉之監査委員事務局長 はい。それでは、補正のほう、監査のほう、事務局のほうを説明させていただきます。お配りしております補正予算説明資料の1ページでございます。公平委員会と監査委員費というものがございまして、公平委員会につきましては58万7,000円、監査委員費につきましては68万4,000円減ということで、旅費等執行しなかったという実績でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、選挙管理委員会、お願いします。

○鈴木 敏選挙管理委員会事務局長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、鈴木局長。

○鈴木 敏選挙管理委員会事務局長 はい。選挙管理委員会事務局長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局次長 はい。失礼します。選挙管理委員会事務局局長の小嶋と申します。よろしくをお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい、鈴木局長。

○鈴木 敏選挙管理委員会事務局長 はい。選挙管理委員会事務局所管分の2月補正予算について御説明させていただきます。補正予算資料2ページを御覧いただきたいと思います。

初めに歳入について、御説明させていただきます。15国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。789万5,000円の増でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独国3次補正分）でございます。

次に、3委託金、選挙費委託金4,000円の増でございます。これは、在外選挙人名簿登録事務費、事業費実績見込みによる増でございます。

次の21諸収入の雑入でございます。56万4,000円の減でございます。これは、鹿野財産区議会議員選挙費、事業実績見込みによる減でございます。

次に、続きまして、歳出について説明させていただきます。補正予算資料3ページを御覧いただきたいと思います。総務費、選挙費、選挙管理委員会費でございます。補正前の額4,290万8,000円、補正額889万8,000円の増でございます。内容といたしましては、在外選挙人名簿調製事務費4,000円の増、全国市区選挙管理委員会連合会等負担金1万8,000円の減、一般事務費95万7,000円の減でございます。これらは、事業費実績見込みによるものでございます。このうち、一般事務費の減額理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、

この全国市区選挙管理委員会連合会及びその下部組織であります中国支部の総会、研修会が中止になったことによる旅費の減でございます。

次に、選挙用品整備費として、986万9,000円の増でございます。これにつきましては、令和2年度2月補正予算案、事業別概要書30ページを御覧いただきたいと思います。はい。事業の経過及び背景でございます。新型コロナウイルス感染症流行化における選挙につきましては、選挙人の投票における安全・安心の確保に配慮した管理執行が求められているところでございます。本市におきます選挙費の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、総務省通知、県選管通知、近隣自治体の防止対策を踏まえて講じることといたしております。

こちらのほうには書いてありませんが、現時点では、次のようなことを考えております。1番目といたしまして、投票所や開票所の出入口にアルコール消毒液の設置、または、投票所等の定期的な換気。2番目といたしまして、受付など選挙人と対面する必要がある箇所は、飛沫防止カーテンの設置、または、フェイスシールドの着用。3番目といたしまして、投票用紙の交付等選挙人に直接物品を渡す場合は、ゴム手袋の着用。4番目といたしまして、鉛筆や記載台などの選挙人が直接触れる物品につきましては、定期的に消毒。また、選挙人の方に対しましては、マスクの着用などせきエチケット、来場前後の手洗い・うがいの励行の呼びかけ。事務従事者につきましては、マスクの着用など、せきエチケットの感染予防の徹底などでございます。

事業の目的及び効果でございます。この不特定多数の方が利用される投票所、期日前投票所、当日投票所及び開票所におきまして使用する、新型コロナウイルス感染防止のための衛生用品や接触機会削減の機器を、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入するものでございます。

事業の内容といたしましては、期日前投票所、当日投票所及び開票所で使用する衛生用品や接触機会削減機器の購入を行うものでございます。感染防止対策用消耗品といたしまして、アルコール消毒液及びアルコール噴霧器、以下、飛沫防止ビニール、フェイスシールド、ゴム手袋、マスク、ペンスタンド及び鉛筆返却用籠、記載台用消毒液、及び記載台用スプレー、また新型コロナウイルス感染症対応啓発ポスターでございます。

また、接触機会削減の機器購入として、投票用紙自動交付機29台でございます。これは、有権者数や投票者数の多い投票所に配備することにより、投票用紙を介しての接触機会の削減を図るものでございます。設置箇所につきましては、期日前投票所3か所、当日投票所11か所を考えております。この11か所の内容につきましては、有権者数が4,000人以上で、当日投票者数が1,200人以上の投票所に配置を考えております。3か所と11か所で、合計14か所に3台ということで42台で、現在13台ありますので、29台を新たに購入させていただくものでございます。

次に、18鹿野財産区議会議員選挙費でございます。補正前の額62万1,000円、補正額56万4,000円の減でございます。鹿野財産区議会議員選挙費につきましては、事業費実績見込みにより減額を行うものでございます。内容につきましては、任期満了に伴う鹿野財産区議会議員選挙を、今年の8月18日に告示いたしました。立候補者が、選挙をすべき総代の数9人を超え

なかったため、無投票となったことに伴い、事業費を減額するものでございます。その他財源につきましては、鹿野財産区負担金でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

次、出納室、お願いします。

○高橋 徹会計管理者 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋会計管理者。

○高橋 徹会計管理者 はい。失礼いたします。会計管理者、高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上拓也出納室長補佐 出納室、室長補佐の井上拓也と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋 徹会計管理者 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋管理者。

○高橋 徹会計管理者 はい。それでは、出納室の補正内容につきまして説明させていただきます。お配りしてます説明資料の4ページになります。4ページ、出納室でございます。

まず、会計管理費の出納事務費でございます。これは、金融機関に公金収納する際に支払ういろんな手数料でございますが、実績に基づきまして33万円の減額ということで、補正後1,720万9,000円ということでございます。

それから、次が、公債費でございます。これは、このたび新型コロナウイルスの関係の貸付けがございまして、その預託をするに当たって、その預託の原資を借り入れるということで、それに対します借入金の利息でございます。これが3,124万4,000円の減ということでございます。この減の要因といたしましては、予算の時点では、借入利息、予算では0.6%の利息ということで見込んでおりましたが、実際には、0.21%の利息で借入れすることができたということでございます。それから、もう一点は、想定より預託の額が少なくなったと。最初の預託の額、最終的に183億余りを預託っていうことで予算組みしてましたが、最終的な金額が126億余りということで、想定より57億円ほど、預託の額が少なくなりましたので、それに連れまして、支払いの利息も低下したといったような内容でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、市議会事務局。

○森山 武市議会事務局長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、森山事務局長。

○森山 武市議会事務局長 はい。市議会事務局の局長をしております森山でございます。よろしくお願いをいたします。

○富田恵子市議会事務局次長 議会事務局次長の富田でございます。よろしく申し上げます。

○森山 武市議会事務局長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、森山局長。

○森山 武市議会事務局長 はい。あと、もう一名、本日御挨拶をさせていただくところが本当でございますけれども、米田局長補佐につきましては、建設水道委員会の書記ということで、

そちらのほうに従事しておりますので、本日は、この場に居合わせておりません。あらかじめ御報告をさせていただきます。

それでは、市議会事務局の補正予算についてでございます。資料5ページでございます。款1 議会費ということで、補正額は376万5,000円の減額となっております。それぞれ理由がございます。内容につきましては、富田次長のほうから御説明をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 富田次長。

○富田恵子市議会事務局次長 はい、富田でございます。資料の5ページでございます。議会費、議会費の調査研究費でございます。調査研究費、旅費、印刷製本費実績による減として、251万6,000円の減額補正としております。

会議録作成費でございます。こちら、会議録作成費委託料でございますが、臨時会、常任委員会の開催増加に伴う会議録作成委託料の増といたしまして、81万6,000円の増額補正を上げております。

議会報発刊費でございます。議会報発刊費、実績見込みによる減でございます。105万2,000円減額補正を上げております。

次の運営経費でございますが、旅費等の実績見込みによる、この資料では増としておりますが、申し訳ありません、減の間違いでございます。訂正をお願いいたします。69万8,000円の減額補正を上げております。こちらは、姉妹都市交流事業の中止、視察受入れの中止の費用でございます。

全国市議会議長会負担金等の実績見込みによる減として、14万9,000円の減額補正としております。

最後です。事務局費、これは、局長、職員研修旅費の実績見込みによる減額補正でございます。16万6,000円減額補正を上げております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

ただいま御説明をいただきました。それでは、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はありますか。

◆加嶋辰史委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。出納室の歳出に関連して質問をさせていただきます。制度融資預託資金が、下期から預託をしなくなったことと関連して、50億円弱の減額というところですけども、その下期が何月を指すのか、いつから預託がしなくなったのかというのが分かたら教えてください。

○高橋 徹会計管理者 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋管理者。

○高橋 徹会計管理者 はい。会計管理者、高橋です。最後が10月です。はい。昨年10月のことでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

- ◆加嶋辰史委員 はい。
- ◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。
- ◆石田憲太郎委員 はい。
- ◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。
- ◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと確認だけです、質問というよりは。選挙管理委員会さんの投票用紙の自動交付機、もともと在庫が13台あったという、この13台っていうのは、当日投票所11か所と、あと、福文とイオンかな、これで各1台あったっていうふうには、もう勝手に思ったんですけど、その13台。今回非接触っていうのの対応ということもあって、各所に2台ずつ増やすっていうようなそういうイメージでいいですか。もともと13台は、どういうふうに使われとったかちゅう。
- ◆吉野恭介委員長 はい、鈴木局長。
- 鈴木 敏選挙管理委員会事務局長 はい。選挙管理委員会、鈴木です。すみません、詳しい説明をさせていただきますので。実際、今現在は23台ありまして、それで、古いものがありますので、平成19年以前のもので10台ありますので、それを更新して、23引く10で13台ということでございます。それで、ここの3か所と11か所で、掛ける、衆議院を想定いたしておりまして、総選挙区比例国民審査で、一応、1投票区に3台を予定しております。それで42台ということでございます。それで、具体的な場所のほうは、一応、よろしいですか。はい。今、配置といたしておりましたのは、ということで、23台分を各期日前投票所とか、当日投票所のほうに配置といたしておりました。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。
- ◆石田憲太郎委員 はい。
- ◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。
- 討論はございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- 〔賛成者挙手〕
- ◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。はい。
- それでは、総務企画委員会を一旦終了いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後2時54分 休憩  
総務企画委員会に切替え 午後3時7分 再開

【その他】

- ◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、委員の皆さんお残りいただきましたので、再び、総務企画委員会を再開いたします。

令和3年度総務企画委員会視察について

- ◆吉野恭介委員長 それでは、その他ということで、令和3年度総務企画委員会の視察についてということで、に入らせていただきます。2月22日の代表者会議におきまして、新型コロナウイルスに対する議会としての対応を協議いたしました。その中で、常任委員会及び議会運営委員会の視察についても協議した結果、視察を当面見合わせる方向で、各委員会に諮っていただきたいという話になりました。これを受けて、総務企画委員会としては、例年行っておりまして5月の視察を見合わせることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、見合わせることにいたします。なお、今後については、時期を見て改めて協議いたしますので、よろしく願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 以上で、総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。  
（ ） ありがとうございます。

午後3時8分 閉会

# 令和3年2月定例会

## 総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和3年2月26日（金）

10：00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### 《総務企画委員会》

#### ◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算（第12号）【所管に属する部分】

議案第29号 令和2年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第32号 令和2年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（第1号）

#### ◎議案【先議分以外：説明】

議案第44号 鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第46号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第47号 鳥取市行政財産使用料条例の一部改正について

議案第58号 鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

議案第63号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症  
緊急対策基金条例の一部改正について

議案第64号 包括外部監査契約の締結について

#### ◎報告

- ・報告第1号 専決処分事項の報告について（収納推進課）
- ・行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（総務課）
- ・鳥取市定員管理方針の計画期間延長について（職員課）
- ・本庁舎敷地内の水質調査結果について（財産経営課）
- ・令和3年度市民税の申告期限の延長について（市民税課）

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：説明】

- 議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- 議案第 9 号 令和 3 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 3 年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 3 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

監査委員・選挙管理委員会・出納室・市議会

-----《総務企画委員会》-----

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

- 議案第 24 号 令和 2 年度鳥取市一般会計補正予算（第 12 号）【所管に属する部分】

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：説明】

- 議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

-----《総務企画委員会》-----

その他

- ・令和 3 年度総務企画委員会視察について